

奈良県告示第三百四十号

母体保護法（昭和二十三年法律第一百五十六号）第十五条第一項の規定により、次の者を受胎調節実地指導員に指定した。

令和元年十二月二十日

奈良県知事 荒井正吾

指定証番号	住所	氏名
六二三	奈良市中登美ヶ丘四丁目一番地 クエア登美ヶ丘第Ⅰ期三二〇四 ローレルス	糸谷 史